



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火)  
号外第 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (29) (会計指導課) . . . . . 3
	鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則 (30) (〃) . . . . . 8
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (31) (〃) . . . . . 9
	鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (32) (〃) . . . . . 11

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県会計規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

会計事務の効率化を図るため、前金払のできる経費を見直す等の所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 前金払のできる経費に懇談会等の参加に要する経費を加える。
- (2) 次の会計管理者の事務をそれぞれの課の出納員に委任する。
  - ア コンビニ納税及びクレジットカード納税の収納事務 税務課
  - イ 医薬品医療機器等法に基づく医薬品の販売業の許可等に係る手数料の収納事務 医療指導課
  - ウ 産業廃棄物の処分に係る代執行費用の収納事務 循環型社会推進課
  - エ 県営住宅の家賃及び駐車場の使用料等の収納事務 住まいまちづくり課
  - オ 講習会の資料代の収納事務 生産振興課
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

## ◇鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

会計事務の効率化のため、財務会計システムで確認できる不能欠損額を記載した書類の送付を廃止する。

## 2 規則の概要

- (1) 知事又は出納機関の長から会計管理者又は出納員への欠損処分調書の送付を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

## ◇鳥取県収入証紙規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県民の利便性の向上を図るため、販売場所が限られている10円未満の証紙を必要とする手数料の収入の方法を改める。

## 2 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法によらないことができる歳入に10円未満の端数があるものを加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

## ◇鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

政府調達に関する協定が適用される契約を独立行政法人等と締結する例が見受けられることに鑑み、これらの実績を有する場合には、契約保証金の納付を免除できることとする。

## 2 規則の概要

- (1) 国又は地方公共団体以外の法人を相手方とする同種同規模の契約の実績がある場合を契約保証金の納付を免除できる場合に加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第29号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(前金払のできる経費及び限度額)</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>講習会、懇談会等の参加に要する経費</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(前金払のできる経費及び限度額)</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>講習会等の受講に要する経費</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(契約保証金)</p> <p>第112条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 予算決算及び会計令第72条第1項若しくは第95条第1項の規定により定められた資格を有する者又は令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により定められた資格（これらの規定により他の地方公共団体の長が定めた資格を含む。）を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第112条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 予算決算及び会計令第72条第1項若しくは第95条第1項の規定により定められた資格を有する者又は令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により定められた資格（これらの規定により他の地方公共団体の長が定めた資格を含む。）を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体その他の法人（<u>知事が別に定めるものを除く。</u>）と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5)～(8) 略</p>

(帳簿の備付け等)

第160条 略

2 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる帳票（電磁的記録を含む。）を保管しなければならない。

略	
統轄店	(1)～(4) 略 (5) 公営企業会計からの繰替運用金整理表 (6) 略 (7) 公営企業会計への繰替運用金整理表 (8) 略
略	

(記帳時期)

第162条 帳簿の登記は、全て証拠書類等により行い、知事が別に定める場合を除き、出納の日に完了しなければならない。

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県立中部療育園	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務
総務部税務課	コンビニエンスストアにおいて納付された県税及びクレジットカードによって納付された県税の収納事務

(帳簿の備付け等)

第160条 略

2 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる帳票（電磁的記録を含む。）を保管しなければならない。

略	
統轄店	(1)～(4) 略 (5) 企業会計からの繰替運用金整理表 (6) 略 (7) 企業会計への繰替運用金整理表 (8) 略
略	

(記帳時期)

第162条 帳簿の登記は、すべて証拠書類等により出納の日に完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その翌日とすることができる。

別表第1（第2条、第5条関係）

機関	職
略	
鳥取県立中部療育園	次長
鳥取県立保育専門学院	次長
略	

別表第1の2（第6条関係）

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
総務部総務課	1 入札保証金の領収、一時保管並びに払戻し（手許保管のものに限る。）及び払込みに関する事務 2 契約保証金の領収及び払込みに関する事務 3 鳥取県庁本庁舎に設置している特殊簡易公衆電話機内の収納金の収納事務

略	
福祉保健部健康医療局医療指導課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号、第52号、第53号、 <u>第55号、第55号の2、第66号の2及び第66号の3</u> に規定する手数料の収納事務
生活環境部循環型社会推進課	産業廃棄物の処分に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行の費用の収納事務
略	
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第308号から第311号までに規定する手数料の収納事務 2 県営住宅の家賃（水道料金を含む。）及び駐車場に係る使用料の収納事務 3 県営住宅の賃貸借契約の解除又は駐車場に係る使用許可の取消しに伴い生じた損害賠償金の収納事務 4 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用の収納事務 5 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料の収納事務
商工労働部経済産業総室	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条の規定に基づく貸付金の収納事務
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	講習会の資料代の収納事務
略	
警察本部広報課	公文書、行政資料その他の書類

略	
福祉保健部健康医療局医療指導課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第31号 <u>及び</u> 第55号の2に規定する手数料の収納事務
略	
生活環境部くらしの安心局住宅政策課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第308号から第311号までに規定する手数料の収納事務
商工労働部経済産業総室	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号） <u>附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法</u> による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条の規定に基づく貸付金及び鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）第3条の規定に基づく貸付金の収納事務
略	
警察本部警察課	公文書、行政資料その他の書類

民課	の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県中部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(6) 略 <u>(7) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用</u> <u>(8) 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料</u> (9) 略 <u>(10) 鳥取県食品衛生条例</u> (平成12年鳥取県条例第17号) 第6条第1号に規定する手数料 <u>(11) 略</u>
鳥取県西部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(5) 略 (6) 県営住宅の家賃(水道料金を含む。)、敷金及び駐車場に係る使用料 (7) 略 <u>(8) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用</u> <u>(9) 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料</u> (10) 略 <u>(11) 鳥取県食品衛生条例</u> 第6条第1号に規定する手数料 <u>(12) 略</u>
略	
鳥取県東部生活環境事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(3) 略 <u>(4) 県営住宅退去者の遺留物件の処分に要する費用</u> <u>(5) 県営住宅の目的外使用許可に係る使用料</u> (6) 略

民課	の写しの作成及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
略	
鳥取県中部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(6) 略 (7) 略 <u>(8) 鳥取県食品衛生法施行条例</u> (平成12年鳥取県条例第17号) 第6条第1号に規定する手数料 (9) 略
鳥取県西部総合事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(5) 略 (6) 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場に係る使用料 (7) 略 (8) 略 <u>(9) 鳥取県食品衛生法施行条例</u> 第6条第1号に規定する手数料 (10) 略
略	
鳥取県東部生活環境事務所	次に掲げる現金及び有価証券の収納に関する事務 (1)～(3) 略 (4) 略

	(7) 鳥取県食品衛生条例第 6条第1号に規定する手数料		(5) 鳥取県食品衛生法施行 条例第6条第1号に規定する手数料
略		略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第30号

鳥取県債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(徴収停止)</p> <p>第12条 知事又は出納機関の長は、債権の徴収を停止したときは、その旨を滞納整理票に記載しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(徴収停止)</p> <p>第12条 知事又は出納機関の長は、債権の徴収を停止したときは、その旨を滞納整理表に記載しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(欠損処分)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(欠損処分)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定により欠損処分をしたときは、知事</u> <u>にあつては会計管理者に、出納機関の長にあつては</u> <u>当該出納員にそれぞれ欠損処分調書を送付しなければ</u> <u>ならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第31号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、証紙による収入の方法によらないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 10円未満の端数がある歳入</u></p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる歳入については、証紙による収入の方法によらないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(消印した証紙等の整理)</p> <p>第6条 課長及び出納機関の長は、前条の消印をしたとき、又は計器による表示をした申告書を受領したときは、別に定める様式による<u>証紙徴収整理簿に記録</u>しなければならない。</p>	<p>(消印した証紙等の整理)</p> <p>第6条 課長及び出納機関の長は、前条の消印をしたときは、又は計器による表示をした申告書を受領したときは、証紙徴収整理簿<u>(様式第2号)により整理</u>しなければならない。</p>
<p>(証紙等の売渡し)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(証紙等の売渡し)</p> <p>第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 元売りさばき人は、小売りさばき人に証紙を売り渡すときは、売渡価格を100円単位としなければならない。</u></p>
<p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係）</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく手数料</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

(8) 略	(9) 略
(9) 略	(10) 略
(10) 略	(11) 略
(11) 略	(12) 略
(12) 略	(13) 略
(13) 略	(14) 略
(14) <u>鳥取県食品衛生条例</u> （平成12年鳥取県条例第17号）第6条の規定に基づく手数料	(15) <u>鳥取県食品衛生法施行条例</u> （平成12年鳥取県条例第17号）第6条の規定に基づく手数料
(15) 略	(16) 略
(16) 略	(17) 略
(17) 略	(18) 略
(18) 略	(19) 略
(19) 略	(20) 略
(20) 略	(21) 略
(21) 略	(22) 略
(22) 略	(23) 略
(23) 略	(24) 略
(24) 略	(25) 略
(25) 略	(26) 略
2 略	2 略
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 略	(5) <u>鳥取県立保育専門学院</u>
(6) 略	(6) 略
(7) 略	(7) 略
(8) 略	(8) 略
(9) 略	(9) 略
(10) 略	(10) 略
(11) 略	(11) 略
(12) 略	(12) 略
(13) 略	(13) 略
(14) 略	(14) 略
(15) 略	(15) 略
(16) 略	(16) 略

第2条 鳥取県収入証紙規則の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号から様式第4号まで 削除

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第32号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p>第17条 知事は、特定調達契約につき、次の各号のいずれかに該当する場合には、施行令第167条の16の規定による契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に<u>国、地方公共団体その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</u></p>	<p>(契約保証金の納付の免除)</p> <p>第17条 知事は、特定調達契約につき、次の各号のいずれかに該当する場合には、施行令第167条の16の規定による契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に<u>国又は地方公共団体と当該締結する契約と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。</u></p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。